

平成30年 第2回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	地方自治体における消費者行政の充実・強化を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	地方財政の充実・強化を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	水産林務	○	○	○	○	○
5	道路の整備に関する意見書	建 設	○	○	○	○	×
6	下水道施設の改築に係る国費支援の継続に関する意見書	建 設	○	○	○	○	○
7	義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書	文 教	○	○	○	○	○
8	私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書	文 教	○	○	○	○	○

平成30年 第2回定例会 決議案一覧

整理 番号	決議案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	受動喫煙ゼロの実現を目指す決議	政 審	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

地方自治体における消費者行政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体の消費者行政について、国は、地方消費者行政活性化基金の造成や地方消費者行政推進交付金等の創設など、地方公共団体が実施する消費生活相談体制の整備に対して支援を行ってきたことにより、全ての市区町村において消費生活相談窓口が設置されるなど、どこに住んでいても消費生活相談ができる体制は着実に整備されてきた。

近年、法令により国の権限に属する事務の一部を都道府県が実施するなど、地方公共団体における消費者行政の法執行事務は拡大する傾向にあり、さらには、従来の消費者問題に加え、高齢化・情報化・国際化の進展により消費者被害が深刻化しており、増加する高齢者等の消費者被害を防止するための見守りネットワーク構築の取り組みはもとより、民法改正による成年年齢の引き下げに伴う若年者への消費者教育の推進、持続可能な開発目標であるSDGsの取り組みとして倫理的消費や食品ロス削減の推進、消費者指向経営の推進といった新たな政策課題への的確な対応も求められている。

こうした中、交付金措置が平成29年度で一区切りを迎え、平成30年度以降は交付金の活用期限が段階的に到来することとなり、近年の少子高齢化の進展により地方消費者行政に係る財源の確保が見通せない地方自治体にとっては消費者行政の取り組みの後退が懸念されていることから、国は、今後、これまでの地方消費者行政の基盤を維持するだけでなく、引き続き、地方公共団体における財源を適切に確保して取り組む必要がある。

よって、国においては、地方自治体における消費者生活相談体制の整備や消費者行政の充実・強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取り組みについては、恒久的な財政支援を早期に措置すること。
- 2 地方自治体における消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質の向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
消費者庁長官

各通

北海道議会議長 大谷 亨

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、環境対策、地域交通の維持など、その果たす役割が拡大していることに加え、人口減少問題への対応など、新たな政策課題に直面しており、こうした課題に適切に対応し、今後も質の高い公共サービスを維持するためには、実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もり、これらに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保することはもとより、国と地方自治体が十分な協議を行った上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方を決定することが極めて重要である。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、平成31年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関係予算の確保及び所要の地方財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」による算定により地方自治体の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税の財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提にするとともに、人口規模の違いなど地域の実情を踏まえたものとする。また、同方式により生み出された財源は、地方の行財政改革の効果であり、必ず地方に還元すること。
- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、引き続き税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むとともに、近年、地域間の財政力格差が再拡大している中、特に偏在度の高い地方法人課税における偏在是正の新たな方策については、地方法人特別税・譲与税制度によるこれまでの偏在是正効果等を踏まえ、適切に対応すること。
また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。
- 5 地方交付税の財政調整機能の強化を図るため、留保財源率を引き下げる。また、人口減少が地域間のさらなる財政力格差の拡大を招かないよう、地方交付税の算定方法について、面積的要素の拡充や、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。
- 6 地方自治体の基金は、平成16年度の地方交付税・臨時財政対策債等の一般財源の大幅削減による財政危機やリーマンショックを初めとする経済環境変動といった状況下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の節減等に努めながら積み立てたものであり、地方全体の基金残高が増加していることのみをもって、地方財源の圧縮は行わないこと。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
地方創生担当大臣

各通

北海道議会議長 大谷 亨

平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めている。また、総務省の平成24年就業構造基本調査によると、道内の非正規労働者数は約96万人で、雇用労働者の約43%と全国で2番目に高い。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表者等で作る「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1000円を目指す」との合意がなされ、こうした背景を踏まえ、北海道地方最低賃金審議会においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意に配慮している旨を答申しているところであり、平成29年度の本道最低賃金は初めて800円台を確保する810円に改定された。

こうした中、地域の経済・企業・雇用動向等の影響を勘案しつつも、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティーネットとして十分に機能するよう、事業所に対する指導監査の強化及び最低賃金制度の履行の確保は極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 最低賃金については、経済財政運営と改革の基本方針2018や未来投資戦略2018などにおいても引き上げを目指していることから、景気状況に配慮しつつ北海道地方最低賃金審議会の審議を尽くすとともに、デフレ脱却と経済の好循環の実現を図るため、本来あるべき水準への最低賃金の引き上げについて、政労使一体となった取り組みを進めること。
 - 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
 - 3 最低賃金の引き上げに際し、深刻化する人手不足が生じている本道の労働市場の状況を十分に踏まえて、中小企業が行う生産性の向上に資する整備投資などの取り組みを強力に支援するとともに、安定的で継続的な経営が可能となる対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 北海道労働局長	}	各通
---	---	----

北海道議会議長 大谷 亨

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
 - 2 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

道路の整備に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海で生まれた豊富で新鮮な「食」を強みに、国内外より多くの観光客が訪れている。特にインバウンド観光については近年急激に増加しており、外国人観光客の受け入れ環境の整備や広域観光周遊ルートへの認定など、世界が憧れる観光立国北海道の実現に向けた取り組みを推進している。

また、本道は我が国最大の食料供給地域であり、良質な農水産品の国内安定供給に貢献しているほか、道産食品の海外への輸出拡大を推進している。

北海道の強みである「観光」や「食」に関連する地域（生産空間）の基幹産業を支え、人流・物流を効率化し、生産性の向上に欠かすことのできない高規格幹線道路については、着手区間の相次ぐ開通に加え、未着手区間においても着手に向けた調査を推進するなど、着実に進捗が図られているものの、ネットワークとしてはいまだ脆弱である。さらに、本道は近年、頻発・激甚化する台風災害による大雨、暴風雪・地震・津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、さまざまな課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが甚だしく、凍雪害の防止や防雪施設及び除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況が続いており、今後は、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備に必要な予算を確保するとともに、国が制度を見直す際には、地方の自主性・裁量性を重視した地方にとって自由度の高い制度であることが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性を踏まえ、道路整備の充実・強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、着手している区間の早期開通を図るとともに、未着手区間について早期の着手を図ること。
- 3 高度経済成長期に整備された道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などメンテナンスサイクルを確立し、戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実や対策予算の別枠確保を図ること。
- 4 自然災害時等における交通機能の確保を確実なものとするため、安全で信頼性の高い道路整備を進めるとともに、広域交通の寸断や交通障害による孤立集落の発生を防ぐ代替路の整備など、災害に強い道路ネットワークの構築を図ること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備及び維持の充実を図ること。
- 6 事業評価に当たっては、従来の費用便益分析による効率性の面だけではなく、救急医療や観光への貢献など、地域にもたらされる多様な効果を考慮した評価手法となるよう検討すること。
- 7 泊発電所周辺において、避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担割合を引き上げるほか別枠での予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣

各通

北海道議会議長 大谷 亨

下水道施設の改築に係る国費支援の継続に関する意見書

北海道の下水道においては、処理人口普及率は90%を超え高い水準となっているが、近年は下水道施設の老朽化に伴う長寿命化対策のおくれが大きな課題となっているとともに、運営面では、約8割の自治体が下水道使用料だけでは運営費用を賄えず、一般会計からの繰入金により補填されているなど、厳しい現状にある。

こうした中、平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、国土交通省から、下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分について、同方針を踏まえた重点化の考え方が示された。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、財源不足を補うために著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、道民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、道民の暮らしや経済に重大な影響が生じるおそれがある。

また、下水道は、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化し放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割が極めて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

よって、国においては、道民の安全で安心な暮らしや経済活動の維持並びに下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を確実に継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
国土交通大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し、義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっている。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への地方の依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの僻地を有する本道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での格差が生じるなど、本道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上を初め、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への的確な対応、近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導の充実等に支障を来すことが懸念される。

また、IoTや人口知能、ロボットを初めとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、社会が大きく変化することが予想される中、次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に向き合いながら、みずから課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求し、学びの成果等を表現できる力を育むとともに、未来を切り開く力を身につけさせる必要がある。

これに加え、これからの教育には、よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程の実現」が求められており、こうした要請に応えるとともに、教育の機会均等や教育水準の維持向上を実現するためにも、教職員定数を初めとする教育予算の一層の充実が求められている。

さらに、学校施設は災害時に地域住民の緊急避難場所として極めて重要な役割を果たしており、その耐震性の確保に万全を期す必要があることや、低所得者層の増大を要因とした、準要保護などの就学援助受給家庭の増加に対応する、就学援助制度や奨学金制度の充実なども喫緊の課題となっている。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生じさせないため、義務教育費国庫負担制度の堅持、少人数学級の実現、地域の教育課題やこれからの社会を見据えた教育に対応するための教職員定数の改善、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など、地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
文部科学大臣	

北海道議会議長 大谷 亨

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

私学は、建学の精神と独自の教育理念のもと、時代の変化や社会の要請に応じた特色ある教育を実践し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、我が国は、少子高齢化社会の到来という激動の時代を迎えており、私学においても、児童生徒の急激な減少により、経営環境はより一層厳しさを増している。近年ますます国際化・高度情報化が進展する社会において、我が国が持続的に成長・発展を遂げていくためには、新しい時代が求める能力や知力を有する人材の育成が急務であり、私学は、国が進めるグローバル人材育成への対応とICTを活用した新しい教育の展開に向けて、これまで以上に自主性や多様性を発揮しながら、社会的役割を果たしていく必要がある。

そのためには、私学経営の安定が何よりも重要であり、経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法に基づく国の助成措置の拡充が必要であるほか、「高等学校等就学支援金」制度や「高校生等奨学給付金」制度は改善されてはいるものの、依然として公私間格差は大きく、引き続き、公私間の納付金負担格差の縮小是正と保護者の負担軽減施策の拡充を図る必要がある。

加えて、将来を担う子どもたちが、安全な環境で安心して勉学等に励むためには、学校施設の耐震化が急務であるが、厳しい経営を余儀なくされている私学にとって、巨額の資金を必要とする耐震化工事は極めて大きな負担となることから、国は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の趣旨にのっとり、設置者、学校種、工法等を問わず、国公立学校と同水準の助成措置を講ずることが必要である。

よって、国においては、こうした私学が置かれている厳しい経営環境と公教育における社会的役割にしっかりと目を向け、助成制度の拡充や、耐震化促進の一層の支援・充実、都道府県が実施する私学助成制度に対する財源措置の一層の充実強化を図るよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

決議案第 号

受動喫煙ゼロの実現を目指す決議

たばこの煙は、三大有害物質であるニコチン、タール、一酸化炭素を初めとする発がん性物質を含んでおり、他人のたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などのリスクを高め、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的にも明らかにされている。

このため、望まない受動喫煙が生じないように、特に、20歳未満の者及び妊婦がたばこの煙にさらされることのないよう、受動喫煙防止対策を推進するとともに、たばこの煙が他人の健康を損なうことについて、道民一人一人の認識を深めることが極めて重要である。

望まない受動喫煙を防止するには、喫煙者が周囲の状況に配慮するとともに、関係者が健康で快適な生活を維持するための分煙環境を整備することにより推進されなければならない。

また、全ての道民が、受動喫煙による健康への悪影響について改めて関心と理解を深め、安心して快適な生活環境を享受することができるよう、関係者が緊密な連携を図り、条例化に向けた取り組みなど必要な措置を講じながら地域の実情に応じた受動喫煙防止対策を推進する必要がある。

よって、北海道議会は、道民を初め、国、道、市町村、事業者、公共的施設等管理者及び関係団体と相互に連携・協力を図りながら、受動喫煙ゼロの実現を目指し、一丸となって全力で取り組むことを、ここに宣言する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

北海道議会